各位

会 社 名 株式会社テラスカイ

代表者名 代表取締役社長 佐藤 秀哉

(コード: 3915 東証マザーズ)

問 合 せ 先 取締役最高財務責任者 塚田 耕一郎

(TEL: 03 - 5255 - 3410)

第三者割当による行使価額修正条項付 第4回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成30年4月13日(以下「発行決議日」といいます。)開催の取締役会決議に基づく第三者 割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行に関し、 平成30年4月18日(以下「条件決定日」といいます。)付の取締役会において発行条件等を決議いたし ましたので、平成30年4月13日に公表した本新株予約権の発行に関し、未確定だった情報につき、お 知らせいたします。なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成30年4月13日付当 社プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」 をご参照ください。

1. 決定された発行条件の概要

当社は、本日、下記の表に記載の各条件につき決議するとともに、これらの条件を含め、別紙として添付されている本新株予約権の発行要項記載の内容で本新株予約権を発行することを決議しております。

(1)	割当	目	平成 30 年 5 月 9 日
(2)	払 込 期	日	平成 30 年 5 月 9 日
(3)	申 込 期	間	平成 30 年 5 月 9 日
(4)	発 行 価	額	本新株予約権1個当たり1,914円
			(本新株予約権の払込金額の総額:11, 484, 000 円)
(5)	資 金 調 達 の	額	2, 438, 484, 000 円 (注)
	(差引手取概算	須)	
(6)	行使価額及び行使価	面額	当初行使価額
	の修正条	件	4,060円(発行決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以
			下「東京証券取引所」といいます。) における当社普通株式の普通
			取引の終値に相当する金額)
			上限行使価額はありません。
			下限行使価額
			2,436円(発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社
			普通株式の普通取引の終値の60%に相当する金額の1円未満の端
			数を切り上げた金額) (別紙発行要項第13項の規定を準用して調
			整されます。以下「下限行使価額」といいます。)
			行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修
			正日」といいます。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がな
			い場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。)の東京
			証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相
			当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を
			切り上げるものとします。以下「修正後行使価額」といいます。)
			に修正されます。ただし、かかる修正後行使価額が下限行使価額
			を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額と
			いたします。

- (7) 本 新 株 予 約 権 の | 平成30年5月10日から平成33年5月10日まで 行 使 期 間 |
- (注)資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。また、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少し、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額 (円)
2, 447, 484, 000	9, 000, 000	2, 438, 484, 000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(11,484,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(2,436,000,000円)を合算した金額です。
 - 2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
 - 3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等)の合計です。
 - 4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額2,438,484,000円については、急速に拡大するクラウドサービス市場において、当社グループが持続的な成長を遂げることを目的として、下記のとおり、M&A及び資本・業務提携に関わる費用、人材の採用(人件費)等に関わる費用並びに金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
① M&A及び資本・業務提携に関わる費用	12, 000, 000, 000	平成30年5月 ~平成33年3月
② 人材の採用(人件費)等に関わる費用	600, 000, 000	平成30年5月 ~平成33年3月
③ 金融機関からの借入金の返済	638, 484, 000	平成30年5月 ~平成33年3月

- (注) 1. 支出予定時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する 予定でおります。
 - 2. 上記①から③は、資金使途としての優先順位にしたがって記載しております。上記支出予定時期中に、①の M&A 及び資本・業務提携の機会が予想よりも多く発生した場合には、② 又は③に充当すべき金額を①に充当する可能性があります。逆に、①の M&A 及び資本・業務提携の機会が十分に生じない場合には、②又は③に充当することもありますが、原則として、引き続き新たな案件の探索、検討を行い、上記支出予定時期以降においても、M&A 及び資本・業務提携に関わる費用として使用する考えでおります。その場合には、適時適切に開示いたします。
 - 3. 株価上昇に伴って資金調達額が上記差引手取概算額を上回る場合、超過分は M&A 及び資本・業務提携に関わる費用に充当する予定であります。
 - 4. 本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、支出予定時期の期間中に行使が 行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があり、また、本新株予約 権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、調達金額が上記支出予定金額を超 過する場合又は下回る場合があります。そのため、支出予定時期については現時点におけ る予定です。

なお、本新株予約権の行使が行われない場合、調達資金が減少しますが、仮に調達する資金が減少した場合、又は権利行使期間に本新株予約権が全く行使されない場合においても、直ちに当社の財務基盤に影響を与えるものではありません。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途の詳細につきましては、平成30年4月13日付当社プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、平成30年2月期決算短信及び東京証券取引所本則市場への変更に向けた作業着手について公表しております。当社は、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定しました

具体的には、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定 するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契 約及び覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株 式会社赤坂国際会計(代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂 国際会計」という。)に依頼しました。赤坂国際会計は、両時点の本新株予約権の価値について、 本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書 に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーション を基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の 株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の 前提(当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率、当社の資金調達 需要が一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による行使禁止通知がな されないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は行使 禁止通知のない場合に株価が権利行使価額を上回っている限り市場出来高の一定割合の範囲内で 速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社が その時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対する コストが発生すること等)を置き評価を実施しております。

その結果、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの評価額は1,914円と算定され、当社は、これを参考として発行決議時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金1,914円と決定しました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日(平成30年4月18日)を条件決定日としたところ、本日(条件決定日)時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、1,694円と算定され、当社はこれを参考として本日(条件決定日)時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金1,694円と決定しました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を金1,914円と決定しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の60%に相当する金額で設定されており、最近6カ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額であることから、本新株予約権の発行については、割当予定先に特に有利ではなく、

法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

以 上

株式会社テラスカイ 第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社テラスカイ第4回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

2. 新株予約権の総数 6,000個

3. 新株予約権の 本新株予約権1個当たり1,914円払 込 金 額 (本新株予約権の払込総額11,484,000円)

4. 申 込 期 間 平成30年5月9日

5. 新株予約権の割当日 平成30年5月9日

6. 新株予約権の払込期日 平成30年5月9日

7. 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り 当てる。

8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 600,000 株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。

ただし、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は 調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- 9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整前割当株式数 × 調整前行使価額

調整後割当株式数 = -

調整後行使価額

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2)前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第 13 項第 (2) 号及び第 (4) 号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整 前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知 する。ただし、第13項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を 行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
 - (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に 定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合 は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初4,060円とする。ただし、行使価額は、第12項又は第13項に従い修正又は調整される。
- 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 12. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、修正日(第18項に定義する。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京

証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修 正後行使価額」という。) に修正される。

- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第 13 項記載の行使価額の調整事由が生じた場 合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を 勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第(1) 号及び第(2) 号による算出の結果得られた金額が平成30年4月13日の直前取 引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 60%に相当する金額の1円 未満の端数を切り上げた金額である 2,436 円(但し、第13項の規定を準用して調整される。 以下「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価

13. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2) 号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済 株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行 使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。



既発行普通株式数 + 交付普通株式数

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを 受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められ ていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式 数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行 使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普 通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通 株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日に おける当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適 用する日については、次に定めるところによる。
 - ①行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号②に定義する。本項第(4)号③の場合を 除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(た だし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新 株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式 の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) その他の証券 若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最 終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための 基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式 の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当 てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その 日の翌日以降これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を 交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る 対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたも のを含む。) その他の証券若しくは権利を発行する場合 (無償割当ての場合を含む。ただし、

当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に 定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合 を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号③に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④に定める調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合
 - (i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に 行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株 式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付さ れたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌 日以降これを適用する。
 - (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- ⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当

社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、 当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権 を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものと する。

(調整前行使価額ー調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

株式数 = -

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り 捨てる。
 - ②時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - ③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)。
 - ④本項第(2)号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第(2) 号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整 を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2) 号及び第(4) 号にかかわらず、本項第(2) 号及び第(4) 号に基づく調整後 行使価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項 第(2) 号及び第(4) 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合 においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1) 号乃至第(5) 号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。) は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

平成30年5月10日から平成33年5月10日(ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

- 15. その他の新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 16. 本新株予約権の取得条項
 - (1)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- 17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合には、機構(第25項に定義する。)又は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の 行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項 に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものと する。
 - (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
- 18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第17項第(2)号記載の口座に入金された日(「修正日」という。)に発生する。

- 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環
 - 一般的な価格算定モテルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を金1,914円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成30年4月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。
- 20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

- 21. 本新株予約権の行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
- 22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店
- 23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

- 25. 振替機関
 - 株式会社証券保管振替機構(「機構」という。)
- 26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
- 27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上